

使用前検査合格証

原規規発第 2309273 号

関西電力株式会社
執行役社長 森 望 殿

平成28年10月7日付け関原発第321号（平成30年3月20日付け関原発第435号、平成30年4月20日付け関原発第47号、平成30年7月4日付け関原発第203号、平成30年8月20日付け関原発第260号、平成30年12月5日付け関原発第416号、平成31年2月1日付け関原発第505号、平成31年2月6日付け関原発第513号、平成31年4月4日付け関原発第4号、2019年5月16日付け関原発第69号、2019年6月24日付け関原発第116号、2019年8月23日付け関原発第205号、2020年1月31日付け関原発第511号、2020年2月26日付け関原発第543号、2020年3月24日付け関原発第618号、2020年4月7日付け関原発第23号、2021年4月30日付け関原発第23号、2021年8月2日付け関原発第293号、2022年2月28日付け関原発第562号、2022年3月15日付け関原発第585号、2022年6月10日付け関原発第137号、2022年7月1日付け関原発第209号、2022年12月27日付け関原発第580号、2023年5月26日付け関原発第80号、2023年6月21日付け関原発第166号及び2023年7月26日付け関原発第256号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の1第1項の規定に基づく使用前検査を、合格とします。

令和5年10月16日

原子力規制委員会

